

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成27年10月23日

神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 神戸地方検察庁 平成27年第1号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 平成27年10月23日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成26年4月25日頃から平成26年7月10日頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
武本幸一が、街頭募金名下に通行人らから現金を詐取した行為（主な犯行態様については、後記4を参照）。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
主な犯行態様
 - 犯行場所は、兵庫県内、大阪府内、京都府内、滋賀県内、岡山県内など。
 - 難病の子供の支援活動を装い、同活動のポスターを見せて募金を募る。
 - 主な欺罔文言は、「難病の子供に募金をお願いします」、「難病の男の子のために募金お願いします」、「難病のいっくんのために募金をお願いします」などというもの。
 - プラスチック製の円筒型容器に現金を入れさせる。

- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金75万4,007円
- 6 支給申請期間 平成27年10月23日から平成27年12月22日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 神戸地方裁判所
- (2) 裁判年月日 平成26年10月31日
- (3) 確定年月日 平成26年11月15日
- (4) 被告人の氏名 武本 幸一
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、難病の子供の支援活動を装って、街頭募金名下に通行人らから現金を詐取しようと企て、平成26年4月25日頃から同年7月10日頃までの間、兵庫県内ほか数か所において、真実は、募金名下に集めた現金を自己の用途に費消する意図であるのに、その情を秘し、不特定多数の通行人らに対し、難病を患った子供の支援のために装った募金を呼びかけ、被害者らをして、寄付した応募金が被告人の個人的用途に費消されることなく難病の子供の支援金に充てられるものと誤信させ、よって、被害者らからそれぞれ現金の交付を受けて現金合計約76万5,900円を詐取し、もって、人を欺いて財物を交付させたものである。

(罪名)

詐欺

- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒650-0016

神戸市中央区橘通1丁目4番1号
神戸地方検察庁 犯罪被害者担当
電話番号 078-367-6078 (直通)

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（神戸地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（神戸地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。